ご予約はお早めに。

会員限定
無料相談
要ご予約
問合せ 24-2612

弁護士の法律相談会
10時～12時
6月21日(金)
7月2日(火)
7月19日(金)

弁護士の相続相談会
10時～12時
6月19日(水)
7月17日(水)
8月21日(水)

社労士の年金・社会保険相談会
10時～12時
7月9日(火)
8月20日(火)
9月10日(火)

不動産コンサルタントの不動産相談会
10時～12時
6月27日(木)
7月25日(木)
8月22日(木)

税理士の相談会
14時～16時
6月20日(木)
7月18日(木)
9月19日(木)

日本政策金融公庫の融資相談会
10時～12時
8月7日(水)
10月2日(水)
※お勤めの場合はご相談ください。

経営コンサルタントの経営相談会
日時応談
問合せ 24-2614

ご注意 同一内容のご相談は重なってできませんので予めご了承ください。

会場：納税者センター・青色会館

5月号のクイズのこたえ

「希」　希少（きしょう）・希釈（きしゃく）・希代（きだい）・希薄（きはく）

漢字穴埋めクイズ プレゼントがもらえる！

寅八中の口に入る漢字は何でしょう。矢印の方向に読むと4つの二字熟語になります。八分半にクイズの答えと、郵便番号・住所・氏名・電話番号・職業・年齢・本紙へのご要望等をご記入の上、下の宛先までご応募ください。

※当選は賞品の発送をもって発表にかえさせていただきます。
※先月号のこたえは紙面上部の欄外に記載しています。

旧 唱 元 活

ヒント 備えあれば思いなし

プレゼントご応募の宛先
〒250-0012　小田原市本町2-3-24
小田原青色申告会「漢字穴埋めクイズ」係

図書カード1,000円分を3名様にプレゼント

締切：2019年6月21日(金)着分迄

連載 第43回 アドバイザー青山十郎 個人事業者売上向上メソッド

休業日のこと① 店舗型編

アドバイジング(株) 青山茂之さん

こんにちは、青山十郎です。マッサージ店を開業して10年目経営の美咲さんからのご相談です。

「どうしたんです美咲さん、顔色が優れませんよ？」

「はい…開業してから働きづめで、疲れがたまってて」

「それはいけませんね。個人事業主は休み資本です！」

「とはいえ仕事を休んで収入が減っちゃうのが怖くて」

「休日を上手に使うのも大事ですよ。営業中にはできない業務もありますし」

「そうなんです。そういうのは日常業務時間が終わってからやってるんですが、寝る間もなくて…」

「一体を壊してしまっては事業を続けられません。健康的にやっていきましょう。美咲さん、右脳的なスタッフは育っていますか？」

「はい、オープニングから来てもらってるパートさんが1人居ますよ！」

「美咲さんのお店は年中無休でしたね。これも事業の魅力のひとつではあるので、その方とのシフトを美咲さんが休める日を作るんです」

「そのひとは随分出てもらっているので、これ以上はちょっと難しいかも…」

「それでは、やはり定休日を作る必要があるですね」

「定休日なんて無理です。売上が下がっちゃう！」

「多忙な毎日に追われてしまうと、事業として成長するのが難しくなります。2店舗目も作りたいって仰ってたじゃないですか」

「…私、もっと事業を大きくして、長く続けていきたいです！」

「ええ、美咲さんと事業の未来のために考えましょう。開業からこれまでのデータを分析して、売上が一番低い曜日を定休日に決めるんです。定休日があればスタッフの労働時間が自動的に減り、労働基法で定められた範囲内でシフトを組めやすくなりますよ」

「なるほど、それなら…！」

「内外装の整備や美咲さんの勉強に定休日をあて、サービスの付加価値が上がれば、価格も上げられます。定休日にかかる固定費を他の日の売上できちんと賄えるように計算して、価格を改定するんです」

「今のお客さんの量で賄えるかな…」

「新規のお客様があまり増えないようなら広告不足かもしれません。チラシを作るにも時間がかかりますし、休業日が必要でしょう？」

「そうですね…忙しくて広告まで手が回っていませんでした」

「チラシには定休日を明記して、そこから変えないようにします。お客様に定休日を覚えて頂くのも大切ですよ」

「わかりました。ただ休むのは怖かったんですが、収益を上げるためのマンテナンスとしてなら定休日を作る意義がありますね」

「休業日も結局美咲さんは動き回ることになってしまいますが、以前より睡眠や休息はとりやすいはずです。睡眠不足は万病の元だと言われていますから、気を付けてくださいね」

「体が資本ですもんね！」

「その意気です。元気に長く事業を続けてくださいね」

次回は受注型の休業日についてです。

つづく

青山十郎が経営のお悩みにお答えします。

「漢字穴埋めクイズ」応募ハガキにご質問やお悩みを書き添えてお送りください。ご応募お待ちしております！

日程はこちら！ ご利用ください！ 無料相談会 会員特典

法律相談会 相談員 弁護士
・法律に関する一般的なご相談

相続相談会 相談員 弁護士
・相続に関する法律面でのご相談
※相続税など税に関するご相談は、下段の税理士による相談会をご利用ください

年金・社会保険相談会 相談員 社会保険労務士
・年金に関するご相談
・社会保険、労働保険に関するご相談

不動産相談会 相談員 不動産コンサルタント
・不動産資産の活用等に関するご相談

税相談会 相談員 税理士
・相続税、法人成、その他税に関するご相談

融資相談会 相談員 日本政策金融公庫融資担当者
・事業の融資に関するご相談

経営相談会 相談員 経営コンサルタント
・事業の経営に関するご相談

◇ご相談は全て予約制です（会員限定）。　◇ご相談時間は、経営及び融資相談会を除き30分間となります。
◇ご利用は相談会ごとに年度に1回までとさせていただきます。

労働保険のお知らせ

2019年度・労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに。

申告・納付期間は 6月3日(月)～7月10日(水)です。

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

お問い合わせは 神奈川県労働局 総務部 労働保険徴収課
適用第1係・第2係・第5係…電話045-650-2805

もに、消費税の軽減税率対応等を紙面に盛り込みました。